

令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における岩手県の特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

| 特定水産資源 | 管理区分 | 採捕に係る水域 | 管理の手法 | 知事管理 漁獲可能量 | 備考 |
|-----------------|-------|--------------------------|--------|---------------|-------------------------|
| すけとうだら 太平洋系群 | 全ての漁業 | 左記漁業がすけとうだら太平洋系群の採捕を行う水域 | 漁獲量の総量 | 現行水準 | |
| するめいか | 全ての漁業 | 左記漁業がするめいかの採捕を行う水域 | 漁獲量の総量 | 現行水準 | |
| くろまぐろ （小型魚） | 全ての漁業 | 中西部太平洋条約海域 | 漁獲量の総量 | 74.860トン | 3.940トン （5%）を県の留保とする |
| くろまぐろ （大型魚） | 全ての漁業 | 中西部太平洋条約海域 | 漁獲量の総量 | 52.345トン | 2.755トン （5%）を県の留保とする |